

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 24 日

一般社団法人富山県建設業協会長 殿

富山県生活環境文化部環境政策課長

建物解体時の業務用冷凍空調機器の取扱いについて

本県の環境行政の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

2020 年 4 月 1 日のフロン排出抑制法の改正により、業務用冷凍空調機器を廃棄する際の規制が強化されています。このたび、改正法の施行から半年が経過し、国から改めて周知の依頼があったことから、下記の主な改正内容について、同封のチラシ等により貴会員へ周知くださるようお願いします。

[主な改正内容]

- (1) 建物の解体工事の元請業者となったときは、建物の業務用冷凍空調機器の有無について事前に確認してください。
- (2) 業務用冷凍空調機器の有無についての確認結果を発注者に対して書面（事前確認書）で説明・交付してください。
- (3) 事前確認書の写しを 3 年間保存してください。

(注)

事前確認で設置されていた業務用冷凍空調機器については、発注者にあらかじめフロン類を回収してもらうか、第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しも含めて受託することが必要です。フロン類未回収の業務用冷凍空調機器については廃棄物・リサイクル業者等に引き取ってもらえません。

事務担当

地球環境係 高木

TEL : 0 7 6 - 4 4 4 - 8 7 2 7 (直通)

FAX : 0 7 6 - 4 4 4 - 3 4 8 0